

## 科目合格の試験免除期間が 延長されました

電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則が平成21年6月30日に一部改正されました。

改正の概要は、平成21年6月30日以降に実施される電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験から、科目合格者に対する試験の免除期間が試験の行われた月の翌月の初めから起算して3年以内に延長すること等です。(平成21年6月30日施行)

ただし、施行日以前の試験で科目合格された場合の試験免除期間は、従前のおり(2年以内)です。

◎ [電気通信主任技術者のホームページへ](#)

◎ [電気通信の工事担任者のホームページへ](#)

詳細については、官報(号外第138号平成21年6月30日)を参照してください。